

平成 27 年第 8 回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

1

開催日時	平成 27 年 7 月 30 日（木） 午前 9 時 00 分から午前 10 時 25 分まで	
開催場所	甲賀市役所 甲南庁舎 1 階 第 1 会議室	
出席委員	委員長 山田 喜一郎 委員長職務代理者 小川 浩美 委員 藤田 正実 委員 今井 智一 教育長 山本 佳洋	
事務局出席者	教育部長 次長（管理担当） 教育総務課長 学校教育課長 こども未来課長 社会教育課長 文化スポーツ振興課長 歴史文化財課長 人権推進課長（人権教育担当） 甲南図書館交流館長（図書館統括担当） 甲南公民館長（公民館統括担当） 教育総務課総務企画係長	安田 正治 保井 達也 橋本 宗樹 中村 康春 島田 俊明 澤田 邦広 黒田 芳司 奥田 邦彦 土田 正則 保井 晴美 山寄 吉未 林 英明
書記	歴史文化財課市史編さん室長	米田 実

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 平成27年第7回教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 7月 教育長 教育行政報告
(2) 甲賀市幼保・小中学校再編計画の状況報告について
(3) 平成27年度自然体験活動事業「ニンニン忍者キャンプ」実施要綱について

3. 協議事項

- (1) 議案第51号 甲賀市立鮎河小学校教員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について
(2) 議案第52号 甲賀市私立幼稚園振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
(3) 議案第53号 甲賀市私立保育園保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について
(4) 議案第54号 甲賀市図書館協議会委員の委嘱について
(5) 議案第55号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第12号 甲賀市継続支援研究地域運営協議会設置要綱の制定について)
(6) 議案第56号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第13号 甲賀市継続支援研究地域運営協議会委員の委嘱及び任命について)
(7) 議案第57号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第14号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員の解嘱について)
(8) 議案第58号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第15号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員の委嘱について)

4. その他、連絡事項など

(1) 平成27年第9回(8月定例)教育委員会について

(2) 平成27年第7回教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午前9時00分〕

管理担当次長 それでは、平成27年第8回甲賀市教育委員会定例会を開催させていただきます。

管理担当次長 開会にあたりまして、黙祷及び市民憲章の唱和を行いますので、皆様方ご起立をお願いします。

平成19年7月31日甲賀市教育委員会主催の行事におきまして、尊い命を亡くされました美馬沙紀さん、藤田真衣さんに慎んで哀悼の意を表すとともに、お二人にさらなる安心安全への取り組みを進めることをお誓いし、黙祷をささげます。黙祷。

(一同 黙祷)

管理担当次長 ありがとうございました。お直りください。

続きまして、甲賀市市民憲章の唱和をよろしくお願いいたします。

(一同 市民憲章唱和)

ありがとうございました。ご着席ください。

管理担当次長 それでは、山田委員長からご挨拶をいただきまして、議事の進行をお願いいたします。

委員長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。我が家の朝顔も軒先まで伸びて、涼しさを演出してくれる季節になりました。また、真っ黒に日焼けした孫と一緒に花火を楽しんでいます。

皆様方におかれましては、ご健勝でご活躍のこととお慶び申し上げます。皆様方には大変お忙しい中、第8回教育委員会定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

7月21日から、子どもたちが楽しみにしていた夏休みに入っています。まず、一学期の復習と反省が大切だと思います。できたこと、

できなかったこと、反省してこそ成長に繋がります。長い休暇中には、学区や地域で、いろいろな催しが開催されますが、積極的に参加し、人間関係も勉強してもらいたいものです。海や山や川へと出かけることもあると思いますが、小さな油断が大きな事故につながりますので、安全を最優先に行ってください。そして生活習慣をしっかり守り、家庭の愛情もしっかり確認できる休みであってほしいと思います。また、8月には先祖様のお墓参りもあります。今の幸せを感謝するとともに、今日自分があるのは、尊い先祖様のおかげであるということをしかりと身につけていただきたいと思います。そして楽しい夏休みが無事終わり、一回りも二回りも成長した子どもたちが、元気に2学期を迎えられることを願っています。

さて、私事ですが、先日久しぶりに京都へ行ってきました。一日目は知恩院で奉仕作業やお念仏、法話等があり、二日目は二十五霊場めぐりで百萬遍知恩寺、光明寺、永観堂禅林寺、清水寺阿弥陀堂と参拝いたしました。二日目は日曜のせいか、どこも大変多くの人で混雑しておりました。そのなかで着物、浴衣姿の人が多くことにびっくりしましたが、よく話を聞いてみると、いま、京都では着物や浴衣を着て名所、旧跡や観光スポットを回ると、いろいろなサービスが受けられるということです。着物や浴衣も日本の文化の一つであります。着物や浴衣のリース店は大忙しで、着付けや理容師、履物店や写真店もと、相乗効果でひとつのブームとなっており、観光振興や京都文化の振興に一役買っているとのことでした。甲賀市や、教育委員会においても何か変化のあるいいアイディアはないものかと、ふと思ったところがあります。年間を通した、また季節を通した文化振興について、皆さんも知恵を絞っていただきたいと思います。

7月に入り、岩手県でいじめを苦にしたと思われる死亡事故が発生しました。いろいろな報道から、なぜ救えなかったのかと疑問に思うばかりであります。結果として、生徒は確かにSOSを送っていたように思われます。「担任の先生はいったい何をしていたの」とつい言葉が出ます。教師としての人格をも失望させるような対応に、残念でな

りません。また、学校からは教育委員会に対して、いじめはありませんと報告されていたとのことです。教師としての能力の向上、教職員相互の情報共有、上司への報告、積極的な早期対応、教師と保護者との連携、定期的な校内アンケートの実施等の体制作りなど、未然防止のため、重い教訓として徹底的に取り組んでいただきたいと思います。

また、猛暑の中での熱中症についても注意してください。室内、室外を問わず、クラブ練習等では適度の水分補給が必要です。マニュアル通りしていても事故は起こります。慎重に、確実に、徹底してください。

明日は、甲賀市青少年活動安全誓いのつどいが開催されます。四万十川での反省をもとに、二度とあのような悲惨な事故を起こさないよう、改めて市民一同が誓いを新たにしたいものです。今日まで、滋賀県においてもすでに子どもの水の事故が発生しております。水遊び、プール、海水浴等、どうしても水に接する機会が増える季節です。十分なる注意喚起をお願いします。

委員長 それでは、資料に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに 1. 会議録の承認（1）平成27年第7回教育委員会（定例会）の会議録の承認について、資料1でございます。会議録については、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。

何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（全委員 質問等なし）

委員長 それでは、特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の（1）平成27年第7回教育委員会（定例会）会議録の承認については、原案のとおり、承認することとします。

委員長 それでは、2. 報告事項といたしまして、（1）7月教育長教育行政報告について、資料2に基づき、教育長より報告をお願いします。

教育長 それでは、（1）7月教育長教育行政報告について、資料2に基づきまして、前回定例教育委員会以降、本日までの私の動静を中心に報告をいたします。

まず、幼保・小中学校再編計画に係る説明会の開催についてであり

ますが、各小学校区単位での説明会に先立ちまして、地区役員のみなさんを中心にその対応についてご承知をいただくため、6月27日の土山地域を皮切りに、以降、甲賀・水口・甲南・信楽地域の順に説明会を開催させていただきました。また7月21・23・28日、さらには本日と、鮎河小学校区を皮切りに山内・土山・大野小学校区の説明会もスタートさせていただきました。そのなかでいただきましたご意見等につきましては、のちほど報告がございます。

次に、7月1日開催の学校経営等協議会、いわゆる校長会でございますが、今学期を振り返って、教師が教え込む従来型の形態から、生徒同士が分かち合う学習形態への転換を改めて指示をし、7月2日からの人事評価制度に係る校長面談でも、各校の実態に即して重ねて指示をいたしました。校長面談ではまた、義務教育9年間を視野に入れた、各中学校ブロックでの小・中学校一貫した取り組みについて、管内小中学校長が具体的施策をともに考える、そんな場をもあわせて持ったところでございます。

次に、15日には県教育委員会に対する市長との連名による要望書をもって、信楽高等学校のさらなる活性化に向け、工業系のコースの新設をお願いして参りました。

次に、22日には今年度第1回目となるいじめ問題に対する連絡協議会を開催し、甲賀警察署や主任児童委員をはじめとする関係機関・関係課と、本市児童生徒の現状を共有するとともに、滋賀医大の臨床心理士であります、以前ここでもお世話になっていました岡田眞子先生からいじめ行為の本質をどのように見、いかに読み解くかの観点を教示いただきました。

次に、24日の文教常任委員会では、児童生徒の現状、再編計画にかかる説明会、ならびに学校給食センターにかかる進捗状況について説明をさせていただきました。また、同日夕刻から甲賀市スポーツ少年団全国大会出場壮行会を行いました。今年は水口剣道スポーツ少年団、甲南剣道スポーツ少年団、それから信楽陸上スポーツ少年団、甲賀JAC、伴谷クラブの選手が出場を果たしてくれ、自分の力、そし

てチームメイトの力を信じ、臆することなく戦ってきてほしいと激励をさせていただきました。

次に、２８日にはびわこホールで開会されました、全国高等学校総合文化祭「２０１５滋賀 びわこ総文」開会式に参加をし、昨日２９日には、秋篠宮殿下ならびに佳子内親王殿下お成りのもと、市民ホールで盛大に郷土芸能部門発表の幕が切って落とされて、教育委員の皆さんとともに若さあふれる高校生のすがすがしい姿に感動をいたしましたところでございます。

以上、７月の教育行政報告といたします。

委員長 ただ今の、（１）７月教育長教育行政報告について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 学校の先生が、毎日の業務のなかで大変多忙で、他の業務もあって、子どもたちの現場にかかわることが時間的にも難しいということを耳にしますが、その現状をどうお考えですか。

教育長 様々な方から同じようなご意見、ご要望をいただいています。私も現場を離れましてからしばらく時間が経っておりますが、現状、やはり仕事の量というのは年々増えていると思います。

ただ、経験から申し上げますと、まさに授業をすること自体が生徒と関わることでありまして、授業が終わってから、一人一人の子どもとしっかりと関わっていくということで、よく要望をいただくのですが、そうではない、私は授業をすることそのものが生徒と関わることであり、授業のなかで生徒指導をするんだということを申し上げています。そういう意味では、昔に比べると今は学級も子どもの数も減ってきておりますので、それはやはり教師の力量によるところが非常に大きいというように考えております。

一方では、甲賀市では、たくさんのいわゆる県費や市費の講師の先生等々を予算でみていただいております、県下１３市のなかでも一番手厚く正規の教員を現場に送り込んでいる市であるということで、非常に感謝をしております。いずれにいたしましても、仕事が年々増えてきており、そして子どもも昔と比べると一人一人ある意味で個性

が豊かになり、一人一人の子どもの置かれている状況も違ってきているなかで、教師としてどのように子どもと関わっていくのかということをも最優先しながら、仕事の段取りの付け方を、経験上身につけていかなければならないスキルの一つであると思っております。

いずれにいたしましても、現場を守るという私の立場からは、必要であるならば事務的な支援等々も検討すべきだと思います。

委員長 その他、ご意見、ご質問等ございますか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特に、ご意見、ご質問ないようですので、（１）７月教育長教育行政報告については、報告事項として終わらせていただきます。

委員長 次に、（２）甲賀市幼保・小中学校再編計画の状況報告について、資料３に基づき、説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、（２）甲賀市幼保・小中学校再編計画の状況報告について、資料３に基づき、ご報告申しあげます。

（以下、資料３により報告）

委員長 ただ今説明いただきました、（２）甲賀市幼保・小中学校再編計画の状況報告について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 信楽地域での質疑のなかで、これからの１０年後の将来の人口減少ビジョンがあるということですが、これによると人口は減少するということですが、どのくらい減少するのでしょうか。

教育部長 現在の人口は９３，０００人程ですが、「甲賀の国づくりプロジェクト」では２５年先には７４，０００人程になると現段階で推測しております。それを見据えて、人口減少問題について甲賀市として今後どういう対策が考えられるかということをも、市をあげて部局横断的に動き始めているところです。

そのことを含めて再編につきましても、子どもたちが減少していくということと、地域の活性化のためにどういうことができるのかということも併せて総合的に考えていくことが重要であると認識し進めている状況です。

委員長 その他、ご意見、ご質問等ございますか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もないようですので、(2) 甲賀市幼保・小中学校再編計画の状況報告につきましては、報告事項として終わらせていただきます。

委員長 次に、(3) 平成27年度自然体験活動事業「ニンニン忍者キャンプ」実施要綱について、資料4に基づき、説明をお願いします。

社会教育課長 (3) 平成27年度自然体験活動事業「ニンニン忍者キャンプ」実施要綱について、資料4に基づき、説明させていただきます。

(以下、資料4により報告)

委員長 ただ今説明いただきました(3) 平成27年度自然体験活動事業「ニンニン忍者キャンプ」実施要綱について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 3泊はテントで1泊は青年の城ということですが、たとえば豪雨になった時など、変更することもあるのですか。

社会教育課長 警報等が出た場合、その警報の出る期間が短時間であれば、その部分のプログラムを全部中止し避難します。それが1日、2日3日も続く、また前後にもそういう恐れがある場合は、キャンプは中止する方向で対応したいと思います。

教育長 確認ですが、目的・趣旨がジュニアリーダーの育成、青年リーダーの指導者としての実践となっています。今年で実質7回目になりますが、成果が見えているかが一点と、社会教育課が担当していますが、このまま続けるのか。このやり方は5日間すごい労力をかけており、その意味では大事な事業と私も認識はしていますが、今後模索している方向などがあれば報告してください。

社会教育課長 まずジュニアリーダーについては、対象が小学生から中学生ということですが、主に参加していただいているのが小学校六年生が多いです。今7年目で、ようやくこれから高校を卒業して大学生になるかならないかという時期です。その意味では、過去の参加者を追いかけて、皆さんに情報を流したり、キャンプがあるので参加してくださいといったことは今のところ出来ていません。

しかし、直後のアンケートでは、参加者からはキャンプでの経験が自分にとって非常に活かされた、良かったといった意見や、保護者からは、子どもがちょっと変わった、家の手伝いをしてくれるようになったとか、いろんな部分での生活態度で変わってきたという評価をいただきました。キャンプを通じ一つの自信をもっていただいたと思いますし、仲間作りという意味では、周りとの協調性の大切さを学んでいただいたと思います。

青年リーダーについては、単発のような形になっていますが、いろんな形で協力いただくとともに、なかには成人式の実行委員に加わっていただいたり、市の方に関心を持っていただくなどしています。

また、「ニンニン忍者キャンプ」の今後について、どうしたらよいのかということは模索中ですが、市が過去に主催した事業で大きな事故を起こしたということから、やはり市からきちんと市民の方、活動する方へ伝えなければならないという責務があります。よって、安心安全に関する部分の指導研修等については、市の主催によりこれからも続けていかなければならないと考えております。

なお、方法等については見直しをしていく必要があると考えているところです。

委員長 毎回実施した後には、保護者の意見やリーダー的な人たちの感想、成果などをとりまとめているのですか。

社会教育課長 はい、実績報告書という形で、子ども向けの冊子、あるいはアンケートのとりまとめ、映像でDVD化したもの等を含めて、とりまとめで残しています。

委員長 では、実施している社会教育課において、このまま4泊5日の「ニンニン忍者キャンプ」を同じような形で続けていこうとか、会場がずっと希望が丘ですが、場所を変えたり、対象者を変えるとか、そういう検討や計画、いろんな形の先々の案は持っていますか。

社会教育課長 大まかな考え方ということでは、キャンプは何年まで実施する等のことは一部ありますが、計画を詳細まできちんと煮詰めたものまでは持っておりませんので、これから協議をさせていただければと考えて

おります。

教育部長 付け加えますと、今年から直営の青少年研修センターを甲南に開設いたしました。いつまでもこのやり方を続けていくのは不可能に近くなってきますし、また続けていくのが本当にいいのかということもありますので、教育長を含め副市長とも協議をしながら、一定の期間、5年なり10年先にはシフトもしながら、県立の施設である希望が丘の施設を使わず、青少年研修センターなど、甲賀市のなかで使える施設を使って、4泊5日になるかどうかわかりませんが、子どもたちの野外研修ができる、そういう方向へのシフトは考えていかなければならないだろうという考えは持っておりますし、課長が申しましたように現時点では具体的な話は出ておりませんが、一定そういう方向には向けていきたいとの思いはございます。

様々な状況に対応できる子どもたちを、どれだけしっかり育てていけるかというのが役目でございますので、その支援はしていかなければならないと考えておりますが、このやり方でいつまでも続けるということはなかなか厳しく、縮小もしながら中身をしっかりと計画させて、より多くの子どもたちにこのような体験をさせていかなければならないと思っています。

委員 昔はボーイスカウトとかガールスカウトがたくさんあったと思うのですが、市内でそういう活動をされている方はおられるのですか。

社会教育課長 今もボーイスカウトが市内に1団、それからガールスカウトが3団あります。あと、把握はしきれていませんが、子ども会等でも自然体験活動とか、キャンプもしくは日帰りで、川での魚つかみ等の活動をしておられる団体等もあると聞いております。

委員 市の施設、例えば鮎河とか学校を含めた施設を利用して、郷土や甲賀市を知っていくこと、こういう時期でもありますし、地域を再認識するという部分では、教育部長もおっしゃいました継続の部分で、方向性を変えていくという方向はありなのかなと思います。

お母さんたちと話をしていますと、子どもたちに夏休みをどのように過ごさせようかということで頭を痛めておられると思います。学童

といっても夏休みだけでは預かってもらえず、自分の用事もあるという時期ですので、そういった少し学童的な部分、子どもをしっかり見てくれるところがあればいいのになという意見が出ることについて、そういう意味で裾野を広げて、市の自然などに触れていくという方向性もあるのかなと思います。

委員長

「ニンニン忍者キャンプ」になっていますが、夏休み中、市の事業が3つほどあり、そこから子どもや保護者から一つ選ばせるというような選択ができてもいいのではないのでしょうか。例えば親子で一日登山させるとか、一日琵琶湖に連れて行くとか。そういう事業があると、うちは一度山へ行かしてやろうとか、湖へ行かしてやろうとか選択して、家族で行くとか、親子で行くとか、そういった選択ができる事業もあつたらいいのかなということも含めて、この自然体験の事業を考えていていただいたら良いと思います。

管理担当次長

子どもや保護者にいろんな選択肢を出して、活用していただけるのも一方で考えていかなければいけないかと思います。この「ニンニン忍者キャンプ」は、親元から離れ、知らない友だちなどと4日間の活動を通じて、普段の学校の友達、あるいは親子での会話、そこから離れたところで、自分の主張もしながら、仲間の意見も聞きながらどう折り合いをつけていくのか。キャンプファイヤーをするときの火の使い方やテントの張り方とか、様々な道具を使ったり、スキルアップの面や、自立心やコミュニケーション能力を身につけるといった子どもたちの精神的な成長もここでは必要で、4泊5日ぐらいの期間がないとそこまでは学べないのではないのでしょうか。

また、開催場所については、整備された安全な施設であるという背景があると思いますが、部長が申しましたように、青少年研修センターを活用していく案も検討を続けていきたいと考えています。

児童クラブの代わりになるというのは、難しい面もあるとは思いますが、児童クラブも長期休暇の時だけの利用というのも、今はいけると思いますが、出来ていないところもあるのでしょうか。

委員

全部把握していませんが、難しいというように聞いています。。

管理担当次長 来年度から聞いていますと、佐山小学校の方にも児童クラブを設置して、今大原の方へ行ってくれている子たちが佐山小学校に近いところに通えるようになる。そのなかでの今の保護者の予定では、夏休みだけ預けたいという方が十何人おられるということで、キャパシティを考えなければならないという話は聞いています。

委員長 その他、ご意見、ご質問等ございませんか。
(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、(3)平成27年度自然体験活動事業「ニンニン忍者キャンプ」実施要綱につきましては、報告事項として終わらせていただきます。いずれにいたしましても、綿密な十分な計画のもと安全を第一に、関係各位非常にご努力いただきますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

委員長 続きまして、3.協議事項に入らせていただきます。

(1)議案第51号甲賀市立鮎河小学校教員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、資料5に基づき説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、(1)議案第51号甲賀市立鮎河小学校教員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、資料5に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料5により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(1)議案第51号甲賀市立鮎河小学校教員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

管理担当次長 補足ですが、鮎河小学校のすぐ近くに教職員住宅があり、小学校が休校のため先生が入居することは今後もしばらく無いだろうと考えられます。また、土山と信楽の教職員住宅には「甲賀市教職員住宅管理規則」があり、この鮎河の規則と二通りの規則があります。

今回は、鮎河の規則を改正するのですが、甲賀市教職員住宅管理規則で家賃が13,000円と決まっているので、そこを読み替え、鮎河小学校以外の先生が住まわれるのであれば、家賃として13,000円を払って下さいというものです。

委員長 教員住宅の規模についてはどうですか。

教育総務課長 鮎河の住宅は平屋建てで、２戸あります。

委員 それは独身者用ですか。

教育部長 独身者が基本ですが、ご家族が入れないことはありません。

管理担当次長 昼の六畳間ぐらいが二間、それとキッチン・バス・トイレ・洗濯機置き場、冷蔵庫などがあります。

委員長 いつ頃建ったものですか

教育部長 平成になってからで、一番新しい住宅です。鮎河小学校の駐車場の左側にありまして、県道を挟んで向かいにございます。

委員 その管理は市がしているのですか。

教育部長 教育委員会です。市内に勤務する先生方なら、どなたでも入っていただけるように、今回改正しようとするものです。

管理担当次長 市外から山内小学校に赴任される先生でしたら、鮎河の方が地理的に近くニーズもあると思います。

委員長 ほかにご意見、ご質問もございませんので、ただ今の（１）議案第５１号甲賀市立鮎河小学校教員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、（２）議案第５２号甲賀市私立幼稚園振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料６に基づき説明をお願いします。

こども未来課長 それでは、（２）議案第５２号甲賀市私立幼稚園振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料６に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料６により説明）

委員長 ただ今、説明いただきました（２）議案第５２号甲賀市私立幼稚園振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特にご意見、ご質問もございませんので、（２）議案第５２号甲賀市私立幼稚園振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

ては、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、（３）議案第５３号甲賀市私立保育園保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について、資料７に基づき説明をお願いします。

こども未来課長 それでは、（３）議案第５３号甲賀市私立保育園保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について、資料７に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料７により説明）

委員長 ただ今、説明いただきました（３）議案第５３号甲賀市私立保育園保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特にご意見、ご質問もございませんので、（３）議案第５３号甲賀市私立保育園保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱を廃止する要綱の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、（４）議案第５４号甲賀市図書館協議会委員の委嘱について、資料８に基づき説明をお願いします。

甲南図書交流館長 それでは、（４）議案第５４号甲賀市図書館協議会委員の委嘱について、資料８に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料８により説明）

委員長 ただ今、説明いただきました（４）議案第５４号甲賀市図書館協議会委員の委嘱について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の（４）議案第５４号甲賀市図書館協議会委員の委嘱については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、（５）議案第５５号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１２号甲賀市継続支援研究地域運営協議会設置要綱の制定について）、資料９に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、（５）議案第５５号臨時代理につき承認を求めることに

■ ついて（臨時代理第12号甲賀市継続支援研究地域運営協議会設置要綱の制定について）、資料9に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料9により説明）

委員長 ただ今、説明いただきました（5）議案第55号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第12号甲賀市継続支援研究地域運営協議会設置要綱の制定について）、何かご意見、ご質問等ございませんか。

教育長 確認ですが、55号でいう要綱の制定については特に問題はありませんが、市には就学指導検討委員会が小中学校版と、そしてこども未来課の方に就学前の検討会があると思いますが、それらとの関連は何も無いのですか。

学校教育課長 就学指導検討委員会につきましては、実際にその子を特別支援学級に入れるのか、相当するのかなどかの諮問があり、検討会で、その方が例えば特別支援学校相当なのか、学級相当なのか、通常学級相当なのか、その個人を特定した観察会をもって検討する会議でございます。

いま立ち上げます協議会につきましては、実は各校種から次の校種へ、特別支援に関わった子どもたちの引き継ぎがなかなかうまくいっていませんので、その引き継ぎがスムーズに行えるための協議会であり、全体をひっくるめた個々の取り組みを一人一人の名前を上げてするのではなくて、特別支援の子どもたちを、うまく次の校種へ引き継げるための検討会、協議会でございます。

管理担当次長 要するに、システムを一つ作ります。いまはA君ならA君の個票を、保育園の段階、小学校の段階、中学校の段階とそれぞれに作っています。そこは情報提供ということで、口頭で伝えたり等で引き継ぎがなされているのですが、その部分を、発達支援課もでき、義務教育が終わってからもケアをしていかなければならないという流れがあるなかで、保育園・幼稚園から小学校、小学校から中学校、もしくは、中学校から高校へと進んで行くときに、共通のフォーマット、個票なりをシステムとして開発して、情報共有を図っていくということです。そのために就学支援の委員会の代表の方にも入っていただいております。

て、関係者が一堂に会してどういうものがよいとか、どういう個人的な情報が必要であるとか、これから議論していただきます。

教育長 これは期間限定ですか。

管理担当次長 そうなると思います。

教育長 引き継ぎがシステムとして確立されたら、役割が終わるということですか。

学校教育課長 そうです。今年と来年の2年間です。モデル地域なので、今は地域を限定してしておりますが、できたら他の地域にも波及していけるよう、モデル的なものを確立したいと思っています。

委員長 今の特別支援の関係で、一緒にというか、幅を広げた形で兼ねることはできないのですか。

管理担当次長 現在はそれぞれにシステムがありますので、幼・小・中と、その代表者の方々に寄っていただいて、今後、共通のシステムを作っていくためにいろいろご意見をいただくものです。

学校教育課長 特別支援の方は各地域ごとに組織がございまして、地域の子どもたちを個々に検討していただく組織であります。これは全体のシステムを開発するものであり、長けた人はたくさんおられるわけではないので、兼ねておられる方も当然おられます。

教育長 この協議会は文部科学省の研究委託です。従来の組織のなかでもやってもらおうと思えばできるのですが、全国的に使えるようなモデルの一つを作って欲しいという依頼があったということですね。

学校教育課長 そうです。

管理担当次長 国から、こういう組織を作って、システム開発をして欲しいということです。

教育部長 付則のなかに、第2条の事務が終わりましたらこの要綱は失効するとしておりますので、一応事務が完了したら、これは無くなるという理解をしていただきましたら結構です。

委員長 それでは、ただ今の（5）議案第55号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第12号 甲賀市継続支援研究地域運営協議会設置要綱の制定について）は、原案のとおり、可決することとし

ます。

委員長 続きまして、（６）議案第５６号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１３号甲賀市継続支援研究地域運営協議会委員の委嘱及び任命について）、資料１０に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、（６）議案第６６号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１３号甲賀市継続支援研究地域運営協議会委員の委嘱及び任命について）、資料１０に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料１０により説明）

委員長 ただ今、説明いただきました（６）議案第５６号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１３号甲賀市継続支援研究地域運営協議会委員の委嘱及び任命について）、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の（６）議案５６号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１３号甲賀市継続支援研究地域運営協議会委員の委嘱及び任命について）は、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、（７）議案第５７号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１４号甲賀市青少年自然体験活動推進委員の解嘱について）、資料１１に基づき説明をお願いします。

社会教育課長 それでは、（７）議案第５７号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１４号甲賀市青少年自然体験活動推進委員の解嘱について）、資料１１に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料１１により説明）

委員長 ただ今、説明いただきました（７）議案第５７号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１４号甲賀市青少年自然体験活動推進委員の解嘱について）、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の（７）議案第５

7号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第14号甲賀市青少年自然体験活動推進委員の解嘱について）は、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、（8）議案第58号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第15号甲賀市青少年自然体験活動推進委員の委嘱について）、資料12に基づき説明をお願いします。

社会教育課長 それでは、（8）議案第58号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第15号甲賀市青少年自然体験活動推進委員の委嘱について）、資料12に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料12により説明）

委員長 ただ今、説明いただきました（8）議案第58号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第15号甲賀市青少年自然体験活動推進委員の委嘱について）、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 新たに委嘱する方の所属のところですが、会長でないのですか。副会長になっていますが。

社会教育課長 選出母体から選んでいただくということで、必ずしも会長でなければならないというものではありません。

委員長 ほかによろしいですか。

（全委員 質問等なし）

委員長 ご意見、ご質問もございませんので、ただ今の（8）議案第58号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第15号甲賀市青少年自然体験活動推進委員の委嘱について）、原案のとおり、可決することとします。

人権推進課長 前回、湖南・甲賀人権センターの今後のあり方につきまして、人権センターに市職員等を派遣して組織を担ってきたが、司法判断によりこれを続けることがほぼ不可能になっている、という「司法判断」の部分ですが、これにつきまして神戸市で、住宅サービスを回っている外郭団体に職員を派遣したことで、住民訴訟がされているところです。

この職員を派遣している外郭団体に対してその人件費相当額を補助金として支給していたことに対し、市長個人に対する損害賠償を外郭

団体に対する不当支出として訴訟されていて、この件につきましては高裁において、市長個人に対する損害賠償は認めないというところがございますが、最高裁では、過失はなかったとされています。

その他の訴訟されている件については、現在は係争中で確定していない状況です。

委員長 それでは、４．その他、連絡事項に入らせていただきます。

（１）平成２７年第９回（８月定例）教育委員会については、平成２７年８月２４日（月）午後２時３０分から開催をさせていただきます。次に（２）平成２７年第７回教育委員会委員協議会につきましては、平成２７年８月２４日（月）定例会終了次第開催をいたします。

委員長 それでは、最後に教育長からご挨拶をいただきたいと思います。

教育長 「六月無礼」という言葉が「平家物語」にございますが、六月といってもこれはまあ旧暦の六月ですが、厳しいこの時期には服装が多少乱れても大目に見てもらえる。こういう意味だそうでございますが、昔から今でいうクールビズ、こういう習慣はあったんだということにも聞いております。いずれにいたしましても、猛暑・酷暑の日が続いておりますが、来週８日には立秋を迎えまして、暦の上では秋の始まりということでございますが、まだしばらくは炎天下の活動も続くわけでございます。

さて、少し遡りますが、幼稚園あるいは小中学校におきましては、１７日を一学期の最終日としておりましたが、台風接近によりまして実質的には１６日を最終日として、１日早く夏季休業に入りました。しかしながら中学校はそのすぐ後、夏季総体予選が始まりましたし、その結果、またその先にある地域や全国大会出場を目指しての部活も本格的な練習も始められているところでもございます。また小学校におきましてもすでに終了いたしましたが、市の水泳記録会に向けての水泳指導、そしてまた、各学校でいわゆる学習支援の取り組みも行われているところでございます。

大きな成果を期待するところでございますが、しかしながら、夏休みの始まりとともに、やはり子どもたちの姿を見かけることは、めっ

きり少なくなりました。長い夏休みでございます。ぜひ外に出て自然に触れて、命の営みを感じたり、あるいは風のなかに季節の移ろいを感じたり、そういう学校では学べないような経験・体験をしっかりと積んで、生きる力のもととなる、それぞれに備わっている五感に磨きをかけてほしいと強く思うものでございます。

事務局におきましては、この夏はまさに書き入れ時でございます。前回も申し上げましたが、大きな成果が求められる本年度の4つの重点テーマに基づく事業につきましては、たしかな成果がみられるよう、次長・課長を中心にその進捗管理を徹底させながら、第2四半期にふさわしい着実な歩みを目指して参りたいと思っておりますし、年々繰り返されるルーチンワークにつきましても、その効率化と精度向上にも努めていかなければならない、そのように考えております。

さて、先ほども報告いたしました、事務局の総力を挙げて取り組まなければならない園・学校の再編計画も、いよいよそのスタートラインを越えたわけでございます。関係者・事務局につきましては、土日、あるいは週2回、夜間でございますので、たいへん苦勞してくれていると思っておりますが、10月末にかけて各小学校区の説明会が続きますけれども、現時点におきましては、さまざまな声はございますものの、現状を変える必要があり、このままではいけないという思いにつきましては、皆さん共通した考えをお持ちいただいている、そういう感じがいたします。

しかしながら、やはり、この地域をこの町をどうするんだと、このあたりで大きな戸惑いを感じておられる。こういうことが感じ取られるわけでございます。従いまして、教育委員会だけでこの問題の対応をすることは不可能でございますので、関係部局との連携のもとで、子どもの育ちにふさわしい教育環境というテーマを中心に据えながら、また、あわせて、今後のまちづくりをどのように進めていくかということにつきましても丁寧に説明をし、みなさんとゆっくりと話し合いの場を時間を重ねて参りたいとも思っております。

委員各位におかれましても、それぞれの地域からさまざまな声が届

くと思っております。もしいろんなご意見等をお聞きいただきましたら、ぜひ我々につないでいただきまして、ともに、またお知恵をお借りできれば幸いです。

いずれにいたしましても、立秋前の18日間は土用になっております。今年は2回丑の日があるようでございまして、先週の24日と来月の5日が丑の日でございます。ウナギにかかわらず、暑さに耐えうる食材で、体調を崩さないように身もちいなければならない、そんな時期でございます。どうか皆様におかれましては、十分ご留意いただきまして、引き続き私どもにご指導賜りますよう、お願い申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして平成27年第8回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

〔閉会 午前10時25分〕

上記は平成27年第8回甲賀市教育委員会定例会の会議記録である。その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

委員長 _____

委員長職務代理 _____

委員 _____

委員 _____

教育長 _____